

「貸与奨学金案内」「給付奨学金案内」を読んで奨学生予約採用の
申込みを希望する皆さんへ

申込みのてびき



- この冊子では、奨学生の予約採用の申込手続きについて説明しています。
 - 「貸与奨学金案内」「給付奨学金案内」を読んで奨学金について理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、この冊子をよく読んで申込みを行ってください。
- また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

知っておいてほしいポイント

あなた自身が手続きをするもの

奨学金を申し込み、利用するのは「あなた自身」です。大学等進学前の申込みから卒業後の返還まで、奨学金に関する手続きはすべてあなた自身が行う必要があります。

家族でしっかり相談しましょう

奨学金の種類や月額等、将来のことを考えて利用することはもちろん、本当に必要な額を利用するよう、家族でしっかり話し合しましょう。

学校の指示にしたがいましょう

申込手続きは学校を通じて行うため、先生の指示にしたがって手続きを進めましょう。

マイナンバーはJASSOに直接提出

マイナンバーについては学校ではなくJASSOに直接提出します。

本冊子中のマーク・記号について

●：申込者全員必要な項目です

★：給付奨学金希望者のみ必要な項目です

▲：貸与奨学金希望者のみ必要な項目です

⚠：手続き上の注意点です

📄：書類作成・提出に関することです

✎：記入しましょう

💻：スカラネットに関することです

【本冊子の用語】

あなた……………奨学金を申し込む生徒本人

JASSO……………日本学生支援機構

学校……………あなたが在籍する（卒業した）高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）

スカラネット……………インターネットで申込情報の入力・送信や選考結果の確認などを行う専用サイト

マイナンバー……………マイナンバー法（番号利用法）に基づき日本国内に住民票を有する全住民に交付されている番号

受付番号……………スカラネット入力後に発行される16桁の番号

社会的養護を必要とする人……………

満18歳となる前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※2 高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

目 次

I 申込みの準備	
申込みの流れ	3
メモしましょう！（期限・提出先・ID・パスワードの確認）	4
メールアドレス等の準備と様式の確認	5
II 申込内容	
申込内容の確認方法（冊子の使い方）	6
①あなた自身の情報	7
▲ 【重要】氏名の申告について	7
②希望する奨学金	13
③世帯の状況	17
④生計維持者の情報	21
⓪ 「生計維持者の情報」に関するよくある不備	23
⑤奨学金振込口座情報	27
III 必要書類	
①必要書類一覧	29
②マイナンバーを提出できない場合	33
③申込者や生計維持者が海外居住の場合	34
IV スカラネット入力	
1. 入力前の準備	37
2. 受付時間と動作環境	37
3. ログイン（アカウント情報の登録）	38
▲ スカラネットログイン用の申込ID・パスワードを忘れた場合	40
4. 入力・確認・送信	41
5. 受付番号の確認・メモ	41
6. 入力内容に誤りがあった場合	42
V 書類の提出	
1. 受付番号の記入	43
2. 書類の仕分け・封入・提出	43
⓪ 次のような場合も不備となります！提出前に再確認しましょう！	44
VI 申込後の審査状況・選考結果の確認	
1. 申込内容や審査状況の確認	45
2. 提出書類等に不備がある場合	45
3. 選考結果の確認	46

I 準備 申込みの流れ

I 申込みの準備 3~5ページ



在籍している学校への書類提出期限や、スカラネットにログインするために必要なID・パスワードを確認します。

II 申込内容の確認 6~28ページ



申込みにおいて申請・申告する内容を、説明を読みながら確認し、太枠内の設問について記入・選択します。

III 必要書類の用意 29~36ページ



申込みに必要な書類を用意します。

IV スカラネットにて申込情報の入力 37~42ページ



II 申込内容の確認にて記入した内容を確認しながら、申込情報をスカラネットに入力します。なお、スカラネット入力後一定期間内であれば、申込内容の訂正を行うことができます。

V 書類の提出 43~44ページ



申込情報の入力が完了したら、必要書類を提出します。

- マイナンバー関係書類 JASSOに簡易書留で郵送
- マイナンバー関係書類以外の書類 . . . 学校に提出

VI 申込後の審査状況・選考結果の確認 45~46ページ



選考結果は、申込みをした学校宛に書面で郵送されますが、スカラネットにて審査状況や選考結果を確認することができます。

※スカラネットで審査情報や選考結果を確認するには、スカラネット入力時に使用したID・変更後パスワードが必要です。

I 準備 メモしましょう！

1. 期限・提出先の確認

予約採用の申込みは、「スカラネット（インターネット）での入力」と「必要書類の提出」により行います。それぞれ、**学校が定めた期限（締切）**までに行わなければなりません。

必ず事前にそれぞれの期限について学校に確認し、忘れないよう記入しましょう。

また、**学校に提出する書類の提出先**も併せて確認し、記入しておきましょう。



●スカラネット入力期限		月	日
●JASSOへ簡易書留で郵送する書類（マイナンバー提出書）	提出期限	受付番号発行後1週間以内	
●学校へ提出する書類（マイナンバー <u>以外</u> の書類）	提出期限	月	日
	提出先		

2. ID・パスワードの確認

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「ユーザID」・「パスワード」
・・・**学校から配付**されます。（学校ごとにちがいます）
- 「申込ID」・「初期パスワード」
・・・**「マイナンバー提出書」に記載**されています。（提出書ごとにちがいます）



学校から配付される 識別番号	ユーザID																
	パスワード																
「マイナンバー提出書」に 記載	申込ID	Y	D	2	4												
	初期パスワード																
あなたが設定	変更後パスワード																



スカラネットにログインして申込内容や選考結果を確認するためには、**申込IDと変更後パスワード**が必要です。必ずメモしておきましょう。万一、忘れてしまった場合にはスカラネットに登録するメールアドレスを使って申込IDのパスワードの確認やパスワード再設定を行うことができます（40ページ）。

3. 受付番号の確認

スカラネットで申込入力が完了すると、**16桁の受付番号が発行されます**。奨学金の申込みにおいてあなたを特定する重要な番号になりますので、忘れないようメモしておきましょう。

スカラネット入力完了日																	
受付番号																	

I 準備

メールアドレス等の準備と様式の確認

1. 【重要】メールアドレスとメールアプリ等の準備

(1) メールアドレスの準備

申込IDを忘れてしまった場合の申込IDの通知やパスワードを再設定時の認証に使用するため、スカラネットへの初回ログイン時にメールアドレスを登録します。

スカラネット入力（37 ページ～42 ページ）を行うまでに、利用可能なメールアドレスを準備しましょう。

(2) メールアプリやメールソフトの準備

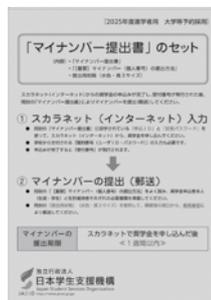
メールアドレスを登録する際には、入力したメールアドレスに JASSO から「認証コード」を送信しますので、メール受信ができるメールアプリやメールソフトも準備しましょう。

※メールアドレスのドメインやメールアプリ等の指定はありませんが、jsas@ses.jasso.go.jp からのメールを受信できるようにしてください。

2. 様式の確認

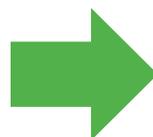
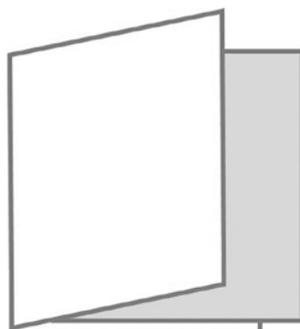
(1) マイナンバー関係書類の様式

- 「「マイナンバー提出書」のセット」と書かれた水色の封筒の中に「**マイナンバー提出書**」が入っています。



(2) マイナンバー関係書類以外の書類の様式

- 本冊子の中央（23ページと24ページの間）には、「**様式集**」が挟み込まれています。本冊子から「様式集」を取り出して使用してください（第三章で説明します）。



形式	種別	提出	提出期限
マイナンバー提出書	必須	□	2025年10月31日
マイナンバー提出書（別紙）	任意	□	2025年10月31日
マイナンバー提出書（別紙）	任意	□	2025年10月31日
マイナンバー提出書（別紙）	任意	□	2025年10月31日
マイナンバー提出書（別紙）	任意	□	2025年10月31日

様式集に掲載している様式は、JASSO のホームページからダウンロードすることもできます。



Ⅱ 申込内容

申込内容の確認方法（冊子の使い方）

第Ⅱ章では、スカラネット入力や必要書類の準備を行うために、奨学金の申込内容を確認します。左側のページに申込内容を記入・選択する欄、右側のページにスカラネットの画面サンプルを配置しています。

奨学金申込みに関する「よくある質問」や「よくある不備」を掲載していますので、申込内容確認時の参考にしてください。

左側ページの太枠内に、必要事項を記入・選択していきます。

右側ページには、左側ページで記入・選択した内容を入力するスカラネット画面を掲載しています。

Ⅱ 申込内容② 希望する奨学金

●希望する奨学金の種類を選択

受付番号が発行された日の翌日から5日間に変更が可能です。それ以降は変更できませんので、慎重に選択してください。

給付奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
貸与奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
希望する貸与奨学金の種類(申込区分)	<input type="checkbox"/> 1 「第一種奨学金のみ」審査を希望する	第一種奨学金のみ希望します。
※希望する奨学金の審査を1つ選択してください。	<input type="checkbox"/> 2 「第二種奨学金のみ」審査を希望する	第二種奨学金のみ希望します。
※併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を併せて利用することです。	<input type="checkbox"/> 3 「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する	併用貸与、第一種奨学金、第二種奨学金の審査をします。
入学時特別増額貸与奨学金(一時金)の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません

②「希望する奨学金」の選択に関するよくある質問

Q1. 「1：「第一種奨学金のみ」審査を希望する」を選択しました。第一種奨学金が不採用になった場合、自動的に第二種奨学金の審査が行われます。

A1. 自動的に第二種奨学金の審査は行われません。第二種奨学金の審査も希望する場合には、「3：「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する」を選択してください。

Q2. 「3：「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する」を選択し併用貸与の採用候補者に決定しました。この場合、第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に利用しないといけないのでしょうか。

A2. 両方同時に利用する必要はありません。併用貸与の採用候補者に決定した場合には、両方同時に利用する併用貸与のほか、不要な奨学金を進学時に辞退することで、第一種奨学金のみ又は第二種奨学金のみ利用することもできます。

Q3. 「入学時特別増額貸与奨学金のみ」を申し込むことはできますか。

A3. 入学時特別増額貸与奨学金を単独で申し込むことはできません。

Q4. 「給付奨学金」と「入学時特別増額貸与奨学金のみ」の組み合わせで申し込みますか。

A4. 申し込みことはできません。

Q5. 併用貸与と第一種奨学金を希望しています。評定平均値が3.5未満ですが学校より進学後の学修意欲等を有するとして推薦されました。併用貸与や第一種奨学金の家計基準を満たした場合には必ず採用候補者になりますか。

A5. 併用貸与や第一種奨学金の採用候補者となるとは限りません。評定平均値3.5未満の人で学校より進学後の学修意欲等を有するとして推薦された人は、次の①～③のいずれか1つを満たさなければ学力基準を満たさないと判定されるため、併用貸与や第一種奨学金は不採用となります。

①貸与標準定基準額が0円、②生計維持者が生活保護を受給している、③あなたが社会的義務を必要とする人である

※「貸与奨学金案内」7ページも併せて確認してください。

13 (2025年度大学等予約採用)

STEP4 奨学金申込情報

⑤ - 奨学金申込情報

1. 給付奨学金を希望しますか。
 希望します 希望しません

2. 貸与奨学金(月額：第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子))を希望しますか。
 希望します 希望しません

3. 入学時特別増額貸与奨学金(一時金・有利子)を希望しますか。
 希望します 希望しません

貸与奨学金を希望する人は、審査を希望する奨学金を1つ選択してください。

1. 「第一種奨学金のみ」審査を希望する
 2. 「第二種奨学金のみ」審査を希望する
 3. 「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する
(注)借りる必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。

海外大学で利用できる奨学金について

海外大学で利用できる奨学金は第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金のみです。給付奨学金や第一種奨学金を利用することはできません。

海外大学への進学を希望する人は、
①「第二種奨学金のみ審査を希望する」 または
②「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する」を選択してください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金のみの利用はできません。

14 (2025年度大学等予約採用)

スカラネット入力完了し受付番号が発行(41ページ)された日の翌日から5日間であれば、「希望しません」への訂正や「貸与奨学金の申込区分」の訂正が可能です(42ページ)。この期限経過後の訂正は一切できませんので注意してください。

「よくある質問」やスカラネット入力時の注意点などを掲載しています。申込内容の選択や書類を準備する際の注意・参考にしてください。

II 申込内容①

あなた自身の情報

●あなた（申込みする生徒本人）の氏名・生年月日を記入 

スカラネットに入力した氏名と確認書に記入した氏名が一致しているかご確認ください。（氏名は、住民票に記載されている氏名を記入・入力してください。）

入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。 正確に記入・入力してください。

漢字氏名 (5文字まで)	姓																
	名																
カナ氏名 (15文字まで)	姓																
	名																
生年月日		(西暦)										年	月	日			



【重要】氏名の申告について

①カナ氏名に「ヲ」を含む場合

カナ氏名に「ヲ」は使わず、読み方をあらわす「オ」を記入してください。

②氏名が漢字・仮名でない場合

漢字氏名・カナ氏名ともカタカナで記入してください（アルファベット不可）。

③ミドルネームがある場合

ミドルネームとファーストネームをつなげて名の欄に記入してください。

（漢字は姓・名それぞれ5文字まで記入してください。カナは姓・名それぞれ15文字まで、途中で切らずに入るところまで記入してください。）

（例）「奨学 トーマスマイクエル太郎（ショウガク トーマスマイクエルタロウ）」の場合

漢字氏名欄：【姓】奨学 【名】トーマスマ

カナ氏名欄：【姓】ショウガク【名】トーマスマイクエルタロウ

④外国籍の方で通称名にて申し込む場合は、住民票に**通称名が記載されていることを必ず確認**してください（住民票に通称名の記載がない場合、通称名での申込みはできません）。



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

Scholar Net-Scholarshipapplication
スカラネット-奨学金申込

STEP1
確認書提出

STEP2
誓約

STEP3
個人・在学・
履歴情報

STEP4
奨学金申込
情報

STEP5
家族情報

STEP6
生計維持者
情報

STEP7
奨学金振込
口座情報

STEP8
奨学金申込
情報一覧

STEP9
申込完了

STEP2 誓約

① -あなたの氏名・誓約情報

誓約日(入力日) 西暦(4桁) 年 月 日
(半角数字)

漢字氏名 姓 名
(全角5文字以内)

カナ氏名 姓 名
(全角15文字以内)

生年月日 未選択 月 日生

❌ 「あなた自身の情報」に関するよくある不備

- 「あなたの氏名」欄に生徒以外の氏名（例えば父親、母親など）を入力するケース
- カナ氏名を重複して入力してしまうケース
(例) キコウ タロウタロウ
- 「あなたの生年月日欄」の生年月日に誤りがあるケース

→スカラネットの入力内容と提出書類に記入されている氏名等が一致しない場合は、審査が進められない状態となり、**正しい情報の確認に時間を要するため選考結果の通知時期が大幅に遅れることがあります。**

不備がある場合には、スカラネットに登録されたあなたの連絡先へ電話又は書面にて正しい情報の確認をさせていただくとともに、**スカラネットにて入力内容の訂正等をお願いすることがあります。**

なお、期限までに回答が得られない場合には選考に必要な情報が揃わないため、**不採用として結果をお知らせする場合があります。**

⚠️ 奨学金振込口座について

奨学金はあなた（生徒本人）名義の口座に振り込みますので、あなた（生徒本人）のカナ氏名と口座名義人氏名が同一であることが必要です。

JASSOでの審査完了後は進学後までカナ氏名を訂正することができませんので、スカラネットに入力したカナ氏名に誤りがないか必ずご確認ください。

II 申込内容① あなた自身の情報（続き）

● あなたの国籍・在留資格等を選択・記入、書類提出  

(1) 国籍の選択		<input type="checkbox"/> 日本国	<input type="checkbox"/> 日本国以外
日本国籍以外の方は以下についても申告してください			
(2) 在留資格等の選択	(3) 選択した在留資格等に応じた申告事項（申込要件）		
<input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 特別永住者			
<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	➔ ① 在留期限（満了日）	(西暦)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 定住者	➔ ① 在留期限（満了日）	(西暦)	年 月 日
	➔ ② 日本に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）	
<input type="checkbox"/> 家族滞在	➔ ① 在留期限（満了日）	(西暦)	年 月 日
	➔ ② 大学等卒業後に日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）	
	➔ ③ 日本国に初めて入国した日	(西暦)	年 月 日
	➔ ④ 日本国の小学校の卒業有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない	
		小学校名	
	所在地（都道府県）	都・道 府・県	
	➔ ⑤ 日本国の中学校の卒業有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない	
	中学校名		
	所在地（都道府県）	都・道 府・県	



① 在留資格・在留期限は、**在留カード・特別永住者証明書**を見ながら選択・記入してください。

② 国籍が日本国以外の方は、選択した**在留資格の証明書類**の提出が必要です（31ページ【G】）。

なお、選択肢にない在留資格の人や、永住の意思がない定住者の人、要件を満たさない家族滞在の人は申込みできません。（あなたの在留資格が、「留学」や「特定活動」などの場合は申込資格がないため採用されません。）

③ 在留期限がスカラネット入力日より前の人は、**在留資格更新の申請をしたことを示す書類**の提出が必要です（31ページ【G】）。

④ 在留期限が進学日より前の人は、進学時にも在留資格の証明書類（在留期限が進学日以降のもの）の提出が必要です。進学日までに在留資格更新の申請を行い許可されている必要があります。

更新手続きを忘れると、進学後に奨学金を受けることができません。





国籍 日本国 日本国以外

国籍が「日本国以外」の場合、在留資格を選択してください。

在留資格

在留期限 西暦(4桁) 年 月 日
(半角数字)

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。
 はい いいえ

在留資格が「家族滞在」の場合、大学等を卒業後も日本国で就労し、定着する意思がありますか。
 はい いいえ

在留資格が「家族滞在」の場合、日本国へ初めて入国した日について入力してください。
日本国へ初めて入国した日 西暦(4桁) 年 月 日

日本国の小学校を卒業しましたか。
 はい いいえ

卒業した小学校名
卒業した小学校の所在地(都道府県)

日本国の中学校を卒業しましたか。
 はい いいえ

卒業した中学校名
卒業した中学校の所在地(都道府県)

在留資格「定住者」を選択した場合に表示されます。

在留資格「家族滞在」を選択した場合に表示されます。

II 申込内容① あなた自身の情報（続き）

● あなたの性別・連絡先を記入 

性別(任意)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 無回答					
現住所	〒					都道府県
電話番号	自宅(固定)				携帯	



- ①現住所は、奨学金申込時点で住んでいる住所を記入してください（住民票と一致していても構いません）。
 ②提出いただいたマイナンバー（JASSOに簡易書留で直接郵送）に不備があった場合は、スカラネットに登録された現住所宛に簡易書留でお手紙を郵送、又は登録された電話番号にマイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）からお電話をします。不備の連絡を受取れるよう、間違いなく記入しましょう。

● あなたの在籍（卒業）校を記入 

学校名			
課程（分野学科）	（下の表の中から当てはまるものを記入）		
学科（昼夜課程）	（下の表の中から当てはまるものを記入）		
クラス	年	組	出席番号
卒業（予定）年月	（西暦）	年	月



- ①課程・学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、**学校に確認**してください。
 ②既卒生の方は、学年・組・出席番号は空欄で構いません（学校から指示があった場合はそのとおりに記入してください）。
 ③現役生の方は卒業予定年月を、既卒生の方は卒業年月を記入してください（卒業後2年まで予約採用で申し込むことができます）。（貸与奨学金案内6ページ、給付奨学金案内3ページの申込資格を確認してください。）

● 課程・学科（分野学科・昼夜課程）の選択肢

高等学校の場合	課程	・全日制	・定時制	・通信制			
	学科	・普通	・農業	・水産	・工業	・商業	・家庭
専修学校（高等課程）の場合	分野学科	・盲聾養護	・衛生看護	・総合	・その他		
		・工業	・農業	・医療（看護）	・医療（准看護）	・医療（その他）	
	昼夜課程	・衛生	・教育・社会福祉	・商業実務	・服飾家政	・文化教養	
		・昼	・夜				

● JASSOの奨学金の利用経験を選択・記入 

日本学生支援機構奨学金の利用経験	<input type="checkbox"/> はい（ある） <input type="checkbox"/> いいえ（ない）
奨学生番号（プルダウン部分）	00・01・02・04・07・ 08・09・10・11・12



- 都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。
 ※JASSOでは平成17年以降、高校生対象に奨学金の貸与を行っておりません。
 高等学校在学中に奨学金を利用したのが平成17年以降の場合は、「いいえ（ない）」を選択してください。



STEP3 個人・在学・履歴情報

② - あなたの個人情報

- あなたのお名前は **奨学 まなぶ** さんですね。
- あなたの性別を選択してください。
 男 女 無回答
- あなたの生年月日は **2006年(平成18年)5月1日** ですね。
- あなたの現在住んでいる住所を入力してください。
 郵便番号(ハイフンなし・半角数字) **住所検索**
 住所1 (自動入力)
 住所2 (番地以降)(全角文字)
- あなたの自宅の電話番号を入力してください。(ハイフンなし・半角数字)

 あなたの携帯電話の電話番号を入力してください。(ハイフンなし・半角数字)

③ - あなたの在学情報

(現在通っている、または通っていた学校について入力してください。)

- 学校
 - あなたの学校名を確認してください。
日本学生支援高等学校
 - あなたの全・定・通課程を選択してください。
 全日制 定時制 通信制
 - あなたの学科を選択してください。
未選択 ▾
 - あなたの学年・組を入力してください。(学年:半角数字、組:半角英数字)
 学年 組
 - あなたの出席番号を入力してください。(半角数字)
 - あなたの卒業(予定)年月を入力してください。
 西暦(4桁)(半角数字) 年 ▾ 月卒業(予定)

④ - あなたの履歴情報

あなたはこれまでに日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けたことがありますか。
(都道府県等の奨学金は除きます。)

- はい いいえ

「はい」と答えた人はその時の奨学生番号を入力してください。

奨学生番号① ▾

提出書類に不備等がある場合には、スカラネットに登録した現住所や電話番号へ連絡することがありますので、正しい住所、電話番号が入力されているか今一度確認しましょう。

II 申込内容②

希望する奨学金

● 希望する奨学金の種類を選択 

受付番号が発行された日の翌日から5日間に変更が可能ですが、それ以降は変更できませんので、慎重に選択してください。

給付奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません	
貸与奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません	
希望する貸与奨学金の種類 (申込区分)	<input type="checkbox"/> 1	「第一種奨学金のみ」審査を希望する 第一種奨学金のみ審査します。
※希望する奨学金の番号を 1つ選択してください。	<input type="checkbox"/> 2	「第二種奨学金のみ」審査を希望する 第二種奨学金のみ審査します。
※併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を併せて利用することです。	<input type="checkbox"/> 3	「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する 併用貸与、第一種奨学金、第二種奨学金の審査をします。
入学時特別増額貸与奨学金 (一時金)の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません	

? 「希望する奨学金」の選択に関するよくある質問

- Q1. 「1：「第一種奨学金のみ」審査を希望する」を選択しました。第一種奨学金が不採用になった場合、自動的に第二種奨学金の審査が行われますか。
- A1. **自動的に第二種奨学金の審査は行いません。** 第二種奨学金の審査も希望する場合には、「3：「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する」を選択してください。
- Q2. 「3：「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する」を選択し併用貸与の採用候補者に決定しました。この場合、第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に利用しないといけないのでしょうか。
- A2. 両方同時に利用する必要はありません。併用貸与の採用候補者に決定した場合には、両方同時に利用する併用貸与のほか、不要な奨学金を進学時に辞退することで、第一種奨学金のみ又は第二種奨学金のみ利用することもできます。
- Q3. 「入学時特別増額貸与奨学金のみ」を申し込むことはできますか。
- A3. 入学時特別増額貸与奨学金を単独で申し込むことはできません。
- Q4. 「給付奨学金」と「入学時特別増額貸与奨学金のみ」の組み合わせで申し込めますか。
- A4. 申し込むことはできません。
- Q5. 併用貸与と第一種奨学金を希望しています。評定平均値が3.5未満ですが学校より進学後の学修意欲等を有するとして推薦されました。併用貸与や第一種奨学金の家計基準を満たした場合には必ず採用候補者になりますか。
- A5. 併用貸与や第一種奨学金の採用候補者となるとは限りません。評定平均値3.5未満の人で学校より進学後の学修意欲等を有すると推薦された人は、**次の①～③のいずれか1つを満たさなければ学力基準を満たしていないと判定される**ため、併用貸与や第一種奨学金は不採用となります。
①貸与額算定基準額が0円、②生計維持者が生活保護を受給している、③あなたが社会的養護を必要とする人である
 ※「貸与奨学金案内」7ページも併せて確認してください。

STEP4 奨学金申込情報

⑤ - 奨学金申込情報

1. 給付奨学金を希望しますか。

希望します 希望しません

※給付奨学金の対象者は、進学先の大学等(対象となっている学校に限る)において別途手続きすることで、授業料や入学金の減免を受けられます。
参考: 給付月額一覧(PDF)

2. 貸与奨学金(月額: 第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子))を希望しますか。

希望します 希望しません

貸与奨学金を希望する人は、審査を希望する奨学金を1つ選択してください。

1. 「第一種奨学金のみ」審査を希望する

2. 「第二種奨学金のみ」審査を希望する

3. 「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する

(注) 借りる必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。

3. 入学時特別増額貸与奨学金(一時金・有利子)を希望しますか。

希望します 希望しません

(注) 借りる必要がなくなった場合には、進学時に辞退できます。

スカラネット入力が完了し受付番号が発行(41ページ)された日の翌日から5日間であれば、「希望しません→希望する」への訂正や「貸与奨学金の申込区分」の訂正が可能です(42ページ)。この期間経過後の訂正は一切できませんので注意してください。



海外大学で利用できる奨学金について

海外大学で利用できる奨学金は**第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金のみ**です。**給付奨学金や第一種奨学金を利用することはできません。**

海外大学への進学を希望する人は、

- 2. 「第二種奨学金のみ審査を希望する」 または
- 3. 「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する」を選択してください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金のみの利用はできません。

II 申込内容②

希望する奨学金（続き）

▲貸与奨学金の内容（貸与奨学金を希望する人のみ選択・記入）

13ページで選択した貸与奨学金の希望に従い、その内容を選択・記入しましょう。
 なお、以下の内容はいずれも進学時に変更が可能です（貸与奨学金案内25ページ）。



種別	項目	選択肢	説明
第一種奨学金 ※希望する貸与奨学金の種類（13ページ）で、区分1又は3を選択した人	希望月額 <small>貸与奨学金案内 4ページ</small>	（どちらかを選択） <input type="checkbox"/> 最高月額 <input type="checkbox"/> 最高月額以外の月額	第一種奨学金「最高月額」の利用には、併用貸与の家計基準（貸与奨学金案内8ページ）を満たしている必要があります。
	返還方式 <small>貸与奨学金案内 15ページ</small>	（どちらかを選択） <input type="checkbox"/> 所得連動返還方式 <input type="checkbox"/> 定額返還方式	第一種奨学金については、「所得連動返還方式」または「定額返還方式」のどちらかを選択していただけます。
	保証制度 <small>貸与奨学金案内 12ページ</small>	<input type="checkbox"/> 機関保証 <input type="checkbox"/> 人的保証	所得連動返還方式を選択した場合は、自動的に機関保証となります。
第二種奨学金 ※希望する貸与奨学金の種類（13ページ）で、区分2又は3を選択した人	希望月額 <small>貸与奨学金案内 4ページ</small>	月額_____万円	2万円～12万円の間に、1万円単位の金額を記入。
	返還方式 <small>貸与奨学金案内 15ページ</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 定額返還方式	自動的に定額返還方式になります。
	保証制度 <small>貸与奨学金案内 12ページ</small>	（どちらかを選択） <input type="checkbox"/> 機関保証 <input type="checkbox"/> 人的保証	<ul style="list-style-type: none"> 第一種で定額返還方式を選択した場合、第二種は第一種と同じ保証制度になります。 第一種で所得連動返還方式を選択した場合、第二種はどちらかの保証制度を選択できます。 【海外大学への進学希望者】 予約申込時は進学先を限定していないため、機関保証・人的保証のどちらかを選択してください。 海外大学進学時には、両方の加入が必要です（貸与奨学金案内32ページ）。
	利率の算定方式 <small>貸与奨学金案内 14ページ</small>	（どちらかを選択） <input type="checkbox"/> 利率固定方式 <input type="checkbox"/> 利率見直し方式	第二種奨学金については、「利率固定方式」または「利率見直し方式」のどちらかを選択していただけます。
入学時特別増額貸与奨学金 ※「入学時特別増額貸与奨学金を希望する」を選択した人	希望月額 <small>貸与奨学金案内 4ページ</small>	一時金_____万円	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか1つを記入。
	返還方式 <small>貸与奨学金案内 15ページ</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 定額返還方式	自動的に定額返還方式になります。
	保証制度 <small>貸与奨学金案内 12ページ</small>	（自動入力）	第一種奨学金または第二種奨学金の保証制度と同じ保証制度になります。
	利率の算定方式 <small>貸与奨学金案内 14ページ</small>	<input type="checkbox"/> 利率固定方式 <input type="checkbox"/> 利率見直し方式	第二種奨学金も同時に申し込む場合には、第二種奨学金と同じ算定方式になります。



①金額について、併用貸与を希望する人は、併用貸与が利用できる場合の月額として選択してください。

②労働金庫の入学時必要資金融資制度（つなぎ融資）の利用を検討している人は、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額が限度額になるので、注意して選択してください（貸与奨学金案内 22 ページ）。



4. 貸与奨学金の補助情報

貸与奨学金を希望する人は、以下についても選択が必要です。

(1) 第一種奨学金(月額)

① 希望する貸与月額を選択してください。

最高月額 最高月額以外の月額

② 希望する返還方式を選択してください。

所得連動返還方式 定額返還方式

③ 希望する保証制度を選択してください。

機関保証 人的保証

(2) 第二種奨学金(月額)

① 希望する貸与月額を選択してください。

未選択 ▾

② 希望する保証制度を選択してください。

((1)②で「定額返還方式」を希望している場合は第一種奨学金と同じ)

機関保証 人的保証

③ 希望する利率算定方法を選択してください。

利率固定方式 利率見直し方式

(3) 入学時特別増額貸与奨学金(一時金)

① 希望する貸与月額を選択してください。

10万円 20万円 30万円 40万円 50万円

② 希望する保証制度を選択してください。

(第二種奨学金(月額)を希望している場合は、第二種奨学金(月額)と同じ)

機関保証 人的保証

③ 希望する利率算定方法を選択してください。

(第二種奨学金(月額)を希望している場合は、第二種奨学金(月額)と同じ)

利率固定方式 利率見直し方式

? 「貸与奨学金の内容」に関するよくある質問

Q. 予約採用申込時に、第二種奨学金の希望月額を5万円と申し込みました。金額を変更できますか。

A. 【JASSO での審査完了前】

スカラネットでの申込入力完了後、JASSO での審査が完了するまでの間であれば申込内容を訂正することができます。スカラネットにログインし、訂正を行ってください。

【JASSO での審査完了後】

選考結果通知後の訂正はできませんが、大学等進学後の進学届提出時に変更することができます。

※JASSO での審査状況については、スカラネットにて確認することができます(45ページ参照)

II 申込内容③

世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、1人家族(あなた自身が生計維持者)として扱うとともに、証明書類の提出が必要です。

● 社会的養護を必要とする人の確認、書類提出  

社会的養護	満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で) 次の施設に入所していた(いる)	
	<input type="checkbox"/> はい(「社会的養護を必要とする人」である) ● <input type="checkbox"/> いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 「はい」を選んだ人は、以下の「入所施設等」と「入所年月」も選択します。 </div>
入所施設等	<input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者等 <input type="checkbox"/> 児童心理治療施設入所者等 <input type="checkbox"/> 里親に養育されている(いた)	<input type="checkbox"/> 児童自立支援施設入所者等 <input type="checkbox"/> 自立援助ホーム入所者等 <input type="checkbox"/> ファミリーホームで養育されている(いた)
入所年月	(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月	



児童相談所等に一時保護されていた(いる)人の申告について

児童相談所等に一時保護されていた(いる)人は、「入所施設等:児童養護施設入所者等」を選択してください。



社会的養護を必要とする人に該当する場合は証明書類が必要です

あなたが「社会的養護を必要とする人」に該当する場合(1ページ)には、在籍する児童養護施設等が発行する「在籍証明書」や児童相談所等が発行する「児童(里親)委託証明書」等を提出し、施設等に在籍または里親に養育されていた(いる)こと、児童相談所等に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた(いる)ことを審査にて確認します。

奨学金申込時点のあなたの年齢によって証明する在籍日等が異なりますので注意してください。

奨学金申込時点のあなたの年齢	必要な書類
18歳未満	奨学金申込時点で児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類(31ページ【H】)
18歳以上	満18歳となる前日時点で児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類(31ページ【H】)



STEP5 家族情報

⑥ - あなたの家族情報

1. あなた自身の状況について入力してください。
あなたは社会的養護を必要とする人ですか。

- はい いいえ

「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

- 児童養護施設入所者等
- 児童自立支援施設入所者等
- 児童心理治療施設入所者等
- 自立援助ホーム入所者等
- 里親に養育されている(いた)等
- ファミリーホームで養育されている(いた)人

「はい」と答えた人は、入所年月を入力してください。(半角数字)

西暦(4桁) 年 月

「はい」を選択すると、施設等の区分が表示されます。
該当する施設等を選択し、入所年月を入力します。

Ⅱ 申込内容③

世帯の状況（続き）

● 家族分類チェック表の選択・記入

【家族分類チェック表・記入欄】にあなたの家族（奨学金申込時点であなたと同一生計の人）を記入してください。

記入欄の説明は次のとおりです。

「①続柄」欄	<p>・家族の続柄を記入します。続柄は以下から選択して記入してください。 (注1)「本人」、「父」、「母」についてはあらかじめ印字しています。</p> <table border="1" data-bbox="496 472 1422 573"> <tr> <td>選択肢</td> <td>「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」</td> </tr> </table>	選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」
選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」		
「②漢字氏名」欄	<p>・「父」「母」欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 (注2) 父・母は別居していても原則同一生計と見なします（記入が必要）。 (注3) 父（母）の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします（記入が必要）。この場合、続柄は「父」または「母」を選択してください。 (注4) 行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できる場合があります。</p> <p>・父母以外の家族の氏名を記入します。 (注5) 同一生計ではない親族（独立して生活している人（兄弟など））は記入不要です。</p>		
「③年齢」欄	<p>・奨学金申込時点の年齢を記入します。</p>		



続柄が「本人」「父」「母」以外のあなたと同一生計の家族については、最大 13 人までスカラネットに入力できます。スカラネットに入力しきれない場合には、学校に相談してください。

【家族分類チェック表・記入欄】奨学金申込時点であなたと同一生計の家族を記入します。



	①続柄	②漢字氏名		③年齢		①続柄	②漢字氏名		③年齢
		姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)				姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)	
1	本人			9					
②	父			10					
③	母			11					
4				12					
5				13					
6				14					
7				15					
8				16					

↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける ↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける

※原則父母2名が生計維持者となるため、あらかじめ○を印字しています。

(注) 父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人（1名）が生計維持者となります。（21ページ）

(注) 社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。



2. あなたの家族について入力してください。
奨学金申込時点における同一生計の世帯人員情報を入力してください。(あなたを含まない)
※別居している兄弟姉妹であっても、奨学金申込時点で同一生計である場合には入力してください。

1人目の情報		削除
続柄	未選択 ▾	
氏名(全角)	姓 <input type="text"/>	名 <input type="text"/>
年齢(半角数字)	<input type="text"/> 歳	

続柄を「父」または「母」と選択した場合、「年齢欄」は非表示になります。(父母の生年月日は「生計維持者の情報」画面(24ページ)で入力します。)

2人目の情報		削除
続柄	未選択 ▾	
氏名(全角)	姓 <input type="text"/>	名 <input type="text"/>
年齢(半角数字)	<input type="text"/> 歳	

「削除」をクリックすると入力した情報が削除されます。

追加(もう1人)

「追加」をクリックすると新しい入力欄が表示されます。

Ⅱ 申込内容④

生計維持者の情報

● 生計維持者の確認

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中であっても原則父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	あなたが社会的養護を必要とする人（1ページ）に該当する場合	あなた（1名）

（注1）生計維持者を1人（独立生計者を含む）と申告した場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

❓ 「生計維持者」に関するよくある質問

- Q1. 生徒本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。
- A1. 父母（2名）です。
- Q2. 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。
- A2. 父母がいる場合は、原則として父母双方が「生計維持者」となります。ただし、祖父が生徒本人の未成年後見人となっている場合や、生徒本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居し、連絡がつかないような状況）にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。
- Q3. 父母が離婚し、親権者は父ですが、未成年の生徒本人は親権のない母と二人暮らしです。「生計維持者」は母（1名）でしょうか。
- A3. 親権の有無にかかわらず「生計維持者」は原則として父母（2名）となりますが、父母の離婚に伴い父と生徒本人が別居しており、父からは一切の進学後の支援を得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）が生計維持者となります。この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。
- Q4. 父母が離婚し、未成年の生徒本人は親権者である母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。
- A4. 養育費を支払っていても、父が生徒本人と別居しており、同一生計と認められない場合は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。
- Q5. 父母は離婚し、生徒本人は父とその再婚相手（内縁関係も含む）とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。
- A5. 同一生計である父とその配偶者（義母又は内縁関係の者）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。
※生徒本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、生徒本人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。
- Q6. 父が失踪後、父母は離婚し、生徒本人は祖父母と養子縁組しています。現在は祖父母と母と一緒に生活していますが、祖父母は年金暮らしで母はパートをしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A6. 生徒本人と養子縁組された祖父母が生計維持者になります。法的にも生徒本人に対する祖父母の続柄は「養父・養母」となりますので、スカラネット入力時、マイナンバー提出書や給付奨学金確認書の生計維持者欄等の記入の際には、続柄は「祖父・祖母」ではなく「父・母」として申請します。
- Q7. 父母はいますが、父からDVを受けて避難しています。生徒本人は母と生活しており、父からは一切の援助はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A7. 父からのDVを逃れるために別居していて、父からの支援が一切得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）を生計維持者とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。
※以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みませんが、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります）。
- ・本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
 - ・父は精神疾患、意識不明等で意思の疎通ができず本人は母とともに生活している 等

このほかにも JASSO ホームページによくある質問を掲載しています



● 生計維持者の情報を選択・記入 

19ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力しましょう。

	生計維持者①		生計維持者②	
続柄（注1）	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
漢字氏名	姓（5文字まで）	名（5文字まで）	姓（5文字まで）	名（5文字まで）
カナ氏名	姓（15文字まで）	名（15文字まで）	姓（15文字まで）	名（15文字まで）
生年月日	（西暦） 年 月 日		（西暦） 年 月 日	
2024年1月1日時点の生活保護の受給（注2）	<input type="checkbox"/> はい（受給していた） <input type="checkbox"/> いいえ（受給していなかった）		<input type="checkbox"/> はい（受給していた） <input type="checkbox"/> いいえ（受給していなかった）	



- （注1）続柄は、父・母の2名の組合せ、父または母を1名、父母以外の人を1名のいずれかの選択になります。義父（母）または養父（母）となる場合は、「父（母）」を選択してください。
- （注2）2024年1月1日時点で生活保護を受給していた場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい（受給していた）」を選んでください。
- （注3）生計維持者の氏名が漢字・カナでない場合やミドルネームがある場合は、7ページの【重要】氏名の申告についてをよく読んで記入してください。

⊘ 「生計維持者の情報」に関するよくある不備

※昨年度の予約採用申込みで実際に確認された一例です。

- （例）スカラネットに入力した生計維持者が「マイナンバー提出書」に署名していない

スカラネットの入力内容	「マイナンバー提出書」の記入内容
生計維持者に「父」と「母」の2名を入力	生計維持者欄に「母」1名のみ署名 （「父」の署名がない）

- （例）スカラネットに入力した生年月日と「マイナンバー提出書」に記入された生年月日が異なっている

スカラネットの入力内容	「マイナンバー提出書」の記入内容	説明
生年月日：197 <u>6</u> 年2月1日	生年月日：197 <u>7</u> 年2月1日	生年が相違している

- 2024年1月1日時点で生活保護を受給していないが「はい」を選択するケース

→スカラネットの入力内容と提出書類に記入されている氏名等が一致しない場合は、審査が進められない状態となり、正しい情報の確認に時間を要するため選考結果の通知時期が大幅に遅れる場合があります。

不備がある場合には、スカラネットに登録されたあなたの連絡先へお電話又は書面にて正しい情報の確認をさせていただきます。なお、学校を通して連絡することもあります。

期限までに回答が得られない場合には選考に必要な情報が揃わないため、不採用として結果をお知らせする場合がありますので、正しい情報が入力されているか今一度確認しましょう。



STEP6 生計維持者情報

⑦ - あなたの生計維持者情報

1. 生計維持者(原則父母2人。父母ともいない場合は代わって生計を維持する人)について入力してください。

(1) あなたの生計維持者の人数を確認してください。

人

(2) 生計維持者①

(a)あなたから見た続柄

▾

(b)生計維持者①の氏名

漢字氏名 (全角漢字) 姓 名

カナ氏名 (全角カナ) 姓 名

(c)生計維持者①の生年月日

▾ ▾ 月 ▾ 日生

(d)生計維持者①は2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

はい いいえ

(3) 生計維持者②

(a)あなたから見た続柄

▾

(b)生計維持者②の氏名

漢字氏名 (全角漢字) 姓 名

カナ氏名 (全角カナ) 姓 名

(c)生計維持者②の生年月日

▾ ▾ 月 ▾ 日生

(d)生計維持者②は2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

はい いいえ

生計維持者の「氏名」や「生年月日」、「生活保護受給状況」の入力を誤ると、審査に時間を要し結果通知が大幅に遅くなる場合がありますので、今一度入力内容を確認しましょう。



2. 2023年12月31日時点で生計維持者の扶養する「子ども」の人数を入力してください。

 人

3. あなたと生計維持者(原則父母)の資産に関して入力してください。

(1) あなたと生計維持者(原則父母)の資産の合計額は2,000万円未満(生計維持者が一人の場合は1,250万円未満)ですか。

 はい いいえ

(2) あなたと生計維持者(原則父母)の資産の額をそれぞれ入力してください。(1万円未満切り捨て)

あなた(半角数字)	<input type="text"/>	万円
生計維持者①(半角数字)	<input type="text"/>	万円
生計維持者②(半角数字)	<input type="text"/>	万円
合計	<input type="text"/>	万円

II 申込内容④

生計維持者の情報（続き）

● 生計維持者が1人となる理由（生計維持者が父・母2名でない人のみ選択）

生計維持者が1人であると申告した人は、その理由についても申告が必要です。

※社会的養護を必要とする人（1ページ）については選択不要です。

※JASSOでの審査に疑義が生じた場合、理由を証明する書類の提出を求める場合があります。

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由
父1名または母1名	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母の離婚等（※）により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計だった。（※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含みます。） <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
父・母以外の親族等	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されていた（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っていた）。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
あなた自身 （独立生計者）	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母・祖父母ともに死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。



- ・父母が健在であれば**専業主婦（夫）の場合でも、父母2名を生計維持者として申告が必要**です。
- ・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、**結果の通知が大幅に遅れる場合があります**。

II 申込内容⑥

奨学金振込口座情報

● 公金受取口座の利用

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録している人は、公金受取口座を奨学金の振込先に指定することができます。

公金受取口座の利用

希望します 希望しません



- 「希望します」を選択した場合、原則としてあなたが事前に登録した公金受取口座が奨学金の振込先になります。
- 公金受取口座を利用できない場合は、「進学届」の提出時に口座情報を入力する必要があります。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

Scholar Net-Scholarshipapplication
スカラネット-奨学金申込

STEP1 確認書提出 STEP2 誓約 STEP3 個人・在学・履歴情報 STEP4 奨学金申込情報 STEP5 家族情報 STEP6 生計維持者情報 STEP7 奨学金振込口座情報 STEP8 奨学金申込情報一覧 STEP9 申込完了

4. 奨学金申込時点にて、父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。

奨学金申込時点にて、父母の離婚等により、父母いずれかとわたし(本人)は別生計だった。

※「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。

奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。

奨学金申込時点にて、わたし(本人)が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。

必要に応じて、上記の事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

はい いいえ

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

Scholar Net-Scholarshipapplication
スカラネット-奨学金申込

STEP1 確認書提出 STEP2 誓約 STEP3 個人・在学・履歴情報 STEP4 奨学金申込情報 STEP5 家族情報 STEP6 生計維持者情報 STEP7 奨学金振込口座情報 STEP8 奨学金申込情報一覧 STEP9 申込完了

STEP7 奨学金振込口座情報

⑧ - 奨学金振込口座情報

公金受取口座の利用を希望しますか。

はい いいえ

? 公金受取口座について

公金受取口座の詳細については、以下のデジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度について」をご確認ください。

「公金受取口座登録制度について（デジタル庁ホームページ）」
https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/



I 申込みの準備

II 申込内容

III 必要書類

IV スカラネット入力

V 書類の提出

VI 申込後

III 必要書類①

必要書類一覧

第III章では申込みに必要な書類を説明します。あなたの希望する奨学金の種類や申告内容によって提出する書類が異なりますので、**必要書類について、よく確認してください。**

第II章「申込内容の確認」のページで選択した状況等により、必要な書類の記号を確認しましょう。**必要となる書類が提出されていない場合、結果の通知時期が大幅に遅れる場合があります。** 

提出先	記号	提出が必要な人	提出する証明書類	説明ページ
JASSO	A	全員	マイナンバー提出書	30 ページ
	B	全員	番号確認書類	30 ページ
	C	全員	身元確認書類	30 ページ
学校	D	全員	提出書類一覧表【様式①】	31 ページ
	E	給付奨学金の申込み「希望する」を選択した人	給付奨学金確認書【様式②】	31 ページ
	F	貸与奨学金の申込み「希望する」を選択した人	貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書【様式③】	31 ページ
	G	申込者本人の国籍が「日本国以外」の人	在留資格の証明書類	31 ページ
	H	社会的養護を必要とする人	施設等の在籍証明書等	31 ページ
	I	マイナンバーや番号確認書類を提出できない人	マイナンバー代用書類提出台紙【様式④】、マイナンバー代用書類	32 ページ
	J	2024年1月1日時点で海外居住していた申込者や生計維持者がいる世帯	年収等の実績計算書【様式⑤】、収入証明書等	32 ページ
K		海外居住者のための収入等申告書	32 ページ	

【注意】マイナンバー関係書類（30ページ【A】、【B】、【C】）は、専用の水色の封筒（あらかじめ宛名が印刷されている封筒）に入れて、簡易書留で**直接JASSOへ郵送**してください。

提出が必要な書類の記号を確認したら、30～32ページでその記号の書類の内容を確認し、用意しましょう。

実際に準備する証明書や様式の名称と、準備する際の注意事項が記載されています。
 注意事項を確認してから、書類を準備しましょう。

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
マイナンバー関係書類	A	「マイナンバー提出書」	不可	申込者及び 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 「マイナンバー提出書」に印字されている「申込ID」及び「初期パスワード」はスカラネット入力を行う際に必要です。必ずスカラネット入力が完了してから、簡易書留で郵送してください。 スカラネットログイン時に使用した「申込ID」が記載された「マイナンバー提出書」を提出してください。 <p>! 万が一、スカラネット入力に使用した申込IDの「マイナンバー提出書」をなくした場合は、申込者本人からマイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）に電話をして再発行を依頼してください。別の「申込ID」が印字された「マイナンバー提出書」を提出した場合は不備となり、再提出が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込者（あなた）と生計維持者の自署が必要です。 <p>海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない場合や、事情があってマイナンバーの提出ができない場合でも「マイナンバー提出書」の提出は必要です。加えて、マイナンバーに代わる書類の提出が必要です。詳細は、33ページ～36ページを参照してください。</p> <p>（注）「マイナンバー提出書」の提出がない（もしくは提出された書類の不備が解消しなかった）場合、不採用となる場合があります。</p>
	B	番号確認書類	可	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 申込者（あなた）自身と、すべての生計維持者の分を提出する必要があります。 番号確認書類として認められる証明書については、「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）の中に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認してください。
	C	身元確認書類	可	官公署・ 学校等	<ul style="list-style-type: none"> 申込者（あなた）の分のみ提出してください。 身元確認書類として認められる証明書については、「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）の中に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認してください。



マイナンバー関係書類は水色の提出用封筒（あらかじめ宛名が印刷されている封筒）に入れて、簡易書留で直接 JASSO へ郵送してください。

Ⅲ 必要書類①

必要書類一覧（続き）

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項	
Ⅰ 申込みに関する書類	D	「提出書類一覧表」【様式①】	可	申込者が作成 または スカラネット から印刷	提出する書類にチェックを入れ、この様式を一番前にしてホチキス留めます。 ※スカラネットで印刷したもので構いません。	
	E	「給付奨学金確認書」 【様式②】	不可 (注)	申込者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・『給付奨学金』を希望する人は全員提出が必要です。 ・確認書に書かれていることをよく読み、記入例を確認しながら署名をします。 ※「マイナンバー提出書」(A)と確認書(E・F)の氏名や生年月日に相違がある場合、確認の連絡をする場合があります。	
	F	「貸与奨学金確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」【様式③】	不可 (注)	申込者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・『貸与奨学金』を希望する人は全員提出が必要です。 ・確認書に書かれていることをよく読み、記入例を確認しながら署名をします。 ※「マイナンバー提出書」(A)と確認書(E・F)の氏名や生年月日に相違がある場合、確認の連絡をする場合があります。	
Ⅱ 申込みに関する書類	G	いずれか1点	特別永住者証明書	可	出入国在留 管理庁	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格、在留期限が明記されているものが必須です。 (「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」以外の方は申し込むことができません。) ※証明書に記載の在留期限がスカラネット入力日より前の場合は、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要があります。
			在留カード	可		
			住民票の写し	不可		
		【在留資格が家族滞在の人】 出入国記録 ※後日提出可	不可	出入国在留 管理庁	<ul style="list-style-type: none"> ・JASSOでの審査において在留資格が「家族滞在」であることを確認した場合、後日、出入国在留管理庁が発行する「出入国記録」の提出を依頼します。 ※発行までに時間を要するため、対象となる「家族滞在」の人は早めに入出国在留管理庁へ開示請求を行い、JASSOから提出依頼があった際に、すぐに提出できるようにしておきましょう。 	
Ⅲ 必要書類	H	いずれか1点	在籍証明書	可	在籍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍証明書について様式は問いませんが、在籍施設が発行する以下3点が分かる証明書 ①申込者の氏名 ②証明書の発行日 ③在籍期間(例：2023年1月1日～在籍中)
			児童(里親)委託証明書	可	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ※里親に養育されている場合 ・養育期間が記載されており、申込時点で養育されていることが分かる証明書
			一時保護決定通知書	可	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ※一時保護されている(いた)場合 ・申込時点で18歳以上の人は18歳となる日の前日時点で(申込時点で18歳未満の人は申込時点で)一時保護されていたことがわかる児童相談所が発行した書類
Ⅳ スカラネット入力	G	いずれか1点	特別永住者証明書	可	出入国在留 管理庁	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格、在留期限が明記されているものが必須です。 (「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」以外の方は申し込むことができません。) ※証明書に記載の在留期限がスカラネット入力日より前の場合は、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要があります。
			在留カード	可		
			住民票の写し	不可		
Ⅴ 書類の提出	H	いずれか1点	在籍証明書	可	在籍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍証明書について様式は問いませんが、在籍施設が発行する以下3点が分かる証明書 ①申込者の氏名 ②証明書の発行日 ③在籍期間(例：2023年1月1日～在籍中)
			児童(里親)委託証明書	可	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ※里親に養育されている場合 ・養育期間が記載されており、申込時点で養育されていることが分かる証明書
			一時保護決定通知書	可	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ※一時保護されている(いた)場合 ・申込時点で18歳以上の人は18歳となる日の前日時点で(申込時点で18歳未満の人は申込時点で)一時保護されていたことがわかる児童相談所が発行した書類
Ⅵ 申込後	H	いずれか1点	在籍証明書	可	在籍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍証明書について様式は問いませんが、在籍施設が発行する以下3点が分かる証明書 ①申込者の氏名 ②証明書の発行日 ③在籍期間(例：2023年1月1日～在籍中)
			児童(里親)委託証明書	可	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ※里親に養育されている場合 ・養育期間が記載されており、申込時点で養育されていることが分かる証明書
			一時保護決定通知書	可	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ※一時保護されている(いた)場合 ・申込時点で18歳以上の人は18歳となる日の前日時点で(申込時点で18歳未満の人は申込時点で)一時保護されていたことがわかる児童相談所が発行した書類

(注)「給付奨学金確認書【様式②】」及び「貸与奨学金確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書【様式③】」は、様式を両面コピーして使用いただくことはできますが、署名後にコピーしたものを提出した場合は不備となり再提出が必要となります。必ず原本を提出してください。

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
マイナンバー 代用書類	I	「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式④】	可	申込者 もしくは 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 申込者や生計維持者が海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない場合や、事情があってマイナンバーを提出できない場合に使用する台紙です。 ※マイナンバー代用書類の詳細は、33ページを確認してください。
	J	「年収等の実績計算書」 【様式⑤】	可	申込者 もしくは 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 申込者や生計維持者が2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で課税されていない場合に必要書類です。 35～36ページに沿って手続きを進めてください。
	K	「海外居住者のための 収入等申告書」 【JASSOホームページ掲載の専用ツールで作成】	可	申込者 もしくは 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 申込者や生計維持者が2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で課税されていない場合に必要書類です。 ※この様式には添付が必要な書類があります。詳細は、35～36ページに沿って手続きを進めてください。



- ①一度提出された書類はいかなる理由があっても返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。
- ②スカラネットでの申告内容に応じて提出された書類を審査しますが、書類が不足している場合、JASSOでの審査において書類の内容や申込内容に疑義が生じた場合は、学校を通じて照会させていただく場合があります。この場合、選考結果の通知時期が大幅に遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③マイナンバーを提出できない場合は、給付奨学生として採用された後も、毎年収入・所得に関する書類の提出が必要です。

III 必要書類②

マイナンバーを提出できない場合

マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりとなる証明書類を提出する必要があります。

1. マイナンバーを提出できない人とは

- マイナンバー制度開始時点から日本国外に居住しているためマイナンバー自体が発行されていない人
- 病気等のためマイナンバー提出書に署名することができない人

 **マイナンバー提出に関するよくある質問**

- Q. 日本国内に住民登録されています。マイナンバーカードをまだ作成していないのですが、奨学金に申し込むことはできますか。
- A. マイナンバーカードを持っていない人でも、マイナンバー自体が発行されていれば、市区町村の窓口で**マイナンバーが記載された「住民票の写し」**を取得し、それを番号確認書類とすることができます。詳しくは「マイナンバー提出書」のセットに同封されている**【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法**を確認してください。

2. マイナンバーを提出できない人が提出する書類 

① マイナンバー関係書類【JASSOに直接郵送】

提出先	書類名	説明
JASSO	マイナンバー提出書 (必ず原本)	水色の封筒「マイナンバー提出書」のセットに入っている書類です。提出できない生計維持者がいる場合は、あなた（申込者本人）がその人の氏名、生年月日等を記入し、その人のマイナンバー欄には「〇〇（提出できない理由）のため提出できません」と記入してください。マイナンバーを提出できる生計維持者には、その人自身に自署及び必要項目の記入をお願いし、番号確認書類を受け取ってください。
	あなたの「住民票の写し」(コピー可)	あなた（申込者本人）が提出できない場合のみ、「マイナンバー提出書」と一緒にあなた（申込者本人）の「住民票の写し」をJASSOへ提出してください。

② マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】(マイナンバーを提出できない人の分のみ)

提出先	提出が必要な人	必要な書類
学校	マイナンバーを提出できない人 全員	<p>「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式④】</p> <p>「令和6年度 課税（所得）証明書」または「令和6年度 非課税証明書」</p> <p>※以下の項目の記載があるもの</p> <p>① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額</p> <p>海外居住等により「課税（所得）証明書」や「非課税証明書」を取得できない場合</p> <p>※2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がない方は、課税証明書等は取得できないため、代わりに、収入等に関する追加書類（35ページ）を提出してください。</p>
	生活保護受給者	<p>「生活保護受給証明書」</p> <p>※2024年1月1日時点で受給していたことがわかるもの</p>



- ・ いずれもコピーでの提出が可能です。
- ・ 「令和6年度 課税（所得）証明書」または「令和6年度 非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、お住まいの市区町村より発行を受けてください。
- ・ JASSOへマイナンバーを提出した人であっても、提出されたマイナンバーで必要な情報を確認できなかった際には、後日、上記書類について提出を求める場合があります。

2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で住民税が課税されていない場合、マイナンバーで必要な情報が取得できません。この場合は、追加で必要な提出書類があります(35ページ)。

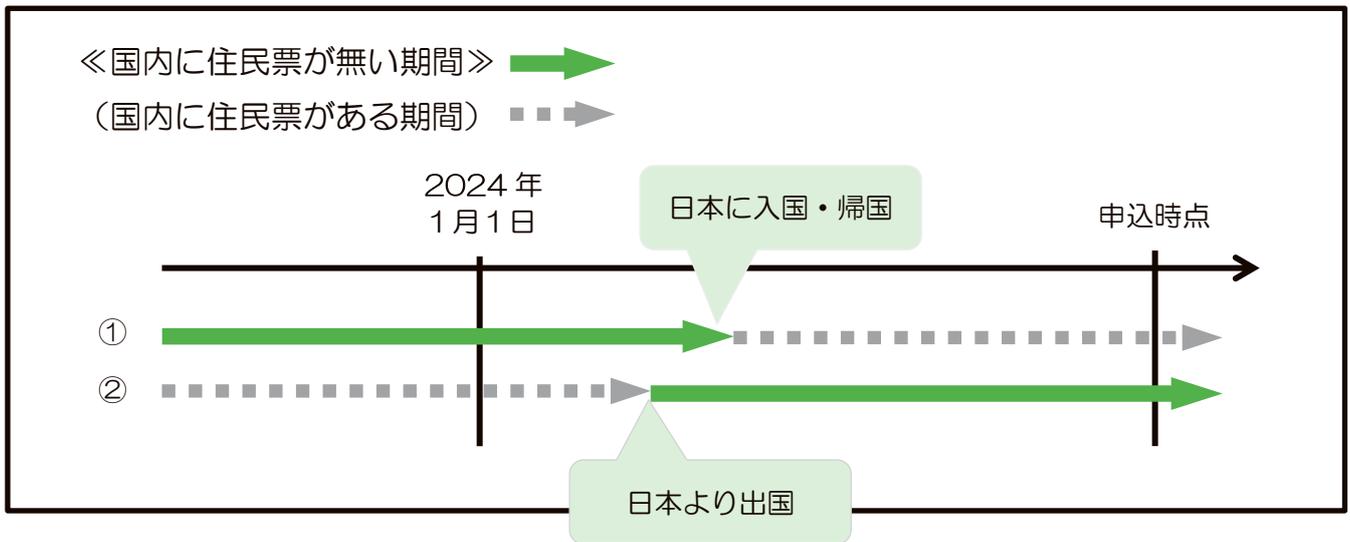
1. 該当する人

2024年1月1日時点で日本国内に住民登録が無かった申込者及び生計維持者



① 申込時点で日本へ帰国している場合でも、2024年1月1日時点で日本国内に住民登録が無かった場合(下図の①)は、海外居住者に該当します。

② 申込時点で日本国内に住民登録が無くても、2024年1月1日時点で日本国内に住民登録があった場合(下図の②)は、海外居住者に該当しません。



上図の①に該当する場合は、収入等に関する追加書類が必要です。
 35～36ページの説明を読んで必要な書類を準備してください。

III 必要書類③ 申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

2. 必要な提出書類

提出先	提出する証明書	説明
JASSOに簡易書留で直接郵送	マイナンバー関係書類	海外に居住している場合でも、「マイナンバー提出書」に自署することができ、必要な書類が用意できる人は、マイナンバーを提出してください（30ページ【A）・【B）・【C】）。
<div style="border: 2px solid #008000; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">マイナンバーを提出できない場合</p> <p style="margin: 5px 0;">海外居住等のためマイナンバーを提出できない人は、「マイナンバー提出書」のマイナンバー欄に「海外居住のため提出できません」と記入し（※）、申込者本人及び国内にいる生計維持者はマイナンバーを提出します。</p> <p style="margin: 5px 0;">※提出できない人の欄はあなた（申込者本人）が記入してください。</p> <p style="margin: 5px 0;">※マイナンバーを提出できない場合の必要書類は、33ページのとおりです。</p> <p style="margin: 5px 0;">ただし、課税（所得）証明書については、2024年1月1日時点で日本国内に居住していなかった（日本国内に住民票がなかった）場合は取得できませんので、代わりに、「収入等に関する追加書類」の提出書類が必要です。</p> </div>		

学校に提出 （①～③をすべて提出）	①「年収等の実績計算書」【様式⑤】	2023年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするための様式です。必要事項を記入したものを提出します。
	②あなた（申込者本人）及びすべての生計維持者の収入等の証明書類	①で用意した「年収等の実績計算書」【様式⑤】にて申告した収入等の証明書類を提出します。 書類の詳細については、36ページの「収入等の証明書類（海外居住者）」にて確認してください。
	③「海外居住者のための収入等申告書」	2023年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。 次のJASSOのホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内居住者の方は、課税証明書より必要金額を入力します。

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」(Excel)
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomiyoyaku/mynumber/kaigaikyoku.html>

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。

III 必要書類③

申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

収入等の証明書類（海外居住者）



証明書類	必要書類の詳細	
	2024年1月1日時点で日本国内に 住民票がなかった人	左記に該当しない人 (国内居住の申込者本人・生計維持者)
2023年 (1月～12月) の 収入等の 証明書類	<p>2023年（1月～12月）の収入等として該当するいずれかの証明書類の提出が必要です。 （複数該当する場合はすべて）</p> <p>※いずれも日本語訳を付記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入があった場合 2023年1月～12月まで（準備できない場合は2023年10月～12月まで）の給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です。 ・公的年金等の収入があった場合 2023年の1年間の受給金額がわかる通知書等（年金証書等月額が分かるもの） ・給与・年金以外の所得があった場合 2023年1月～12月まで（準備できない場合は2023年10月～12月まで）の帳簿 ・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2023年の1年間の無収入の証明書 （無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書） 	<p>「令和6年度 課税（所得）証明書」または「令和6年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載が必要です。</p> <p>①給与収入額（給与所得がある場合） ②所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③無収入の場合は合計所得金額（0円）</p>
扶養等の 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの ・ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの） 	
障がい者控除の 証明書類	（該当する人がいる場合のみ）障害者手帳のコピー等	



- ①海外で収入を得ている場合は2023年1月～12月の収入証明書類の提出が必要です。
- ②「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）です。「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ③無収入の場合は、居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込めません。
- ④扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、「海外居住者のための収入等申告書（35ページ）」での申告にかかわらず、該当者がいないものとして取り扱います。
- ⑤扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類につきましては、2023年12月31日時点の状況が反映されたものを提出してください。

IV スカラネット入力

入力・送信の流れと注意点

申込内容と必要書類の確認が終わった人は、スカラネットにログインし、本冊子の7ページ～28ページにあらかじめ記入した内容を見ながら入力を進めてください。**16桁の受付番号が表示されたら入力完了**です。

1. 入力前の準備 

次の準備ができているか確認しましょう。

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	(1) メールアドレスの準備 <ul style="list-style-type: none"> 利用可能なメールアドレスを準備しましたか。 初回ログイン時には jsas@ses.jasso.go.jp より認証コードをメール送信します。受信できるようメールアプリ等の設定を確認してください。
<input type="checkbox"/>	(2) 入力内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> 本冊子の7ページ～28ページに申込内容の下書きを行いましたか。
<input type="checkbox"/>	(3) マイナンバー提出の準備 <ul style="list-style-type: none"> スカラネット入力完了後1週間以内にマイナンバー関係書類をJASSOへ提出します。必要な書類を準備しましたか。

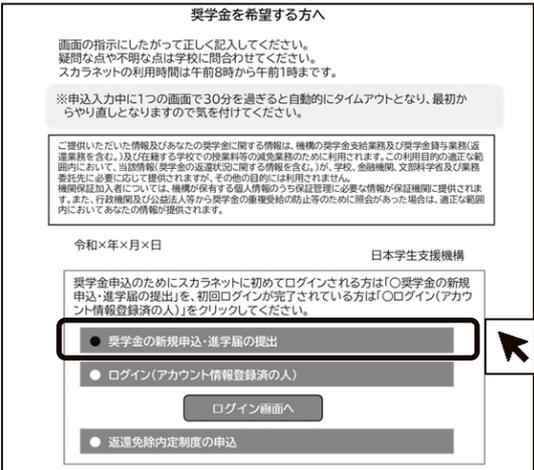
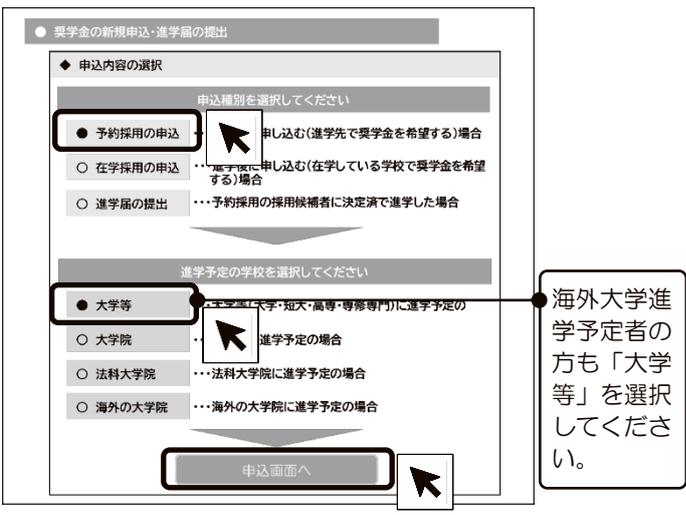
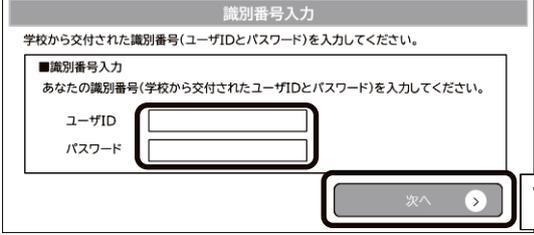
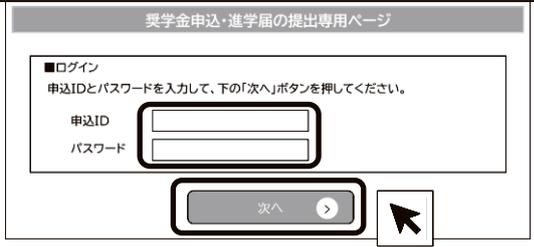
2. 受付時間と動作環境 

- 受付時間 **8:00～25:00** (24:00～25:00は翌日受付扱い)
(最終締切日の受付時間は8:00～24:00)
- 動作環境 **PC・スマートフォン・タブレットのいずれからでも入力が可能です。**
 OS : Microsoft Windows 10、11
 iOS 13以上、iPadOS 13以上、Android 8.0以上
 ブラウザ: Microsoft Edge
 Mobile Safari、Android用モバイル版Google Chrome
※iOS及びiPadOSはSafari、AndroidはGoogle Chromeにのみ対応しています。
 ※推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。
- 対応文字 Windows-31J (JIS第一・第二水準を含む) の文字が入力できます。
※エラーになった場合は、**通用字体に替えて** (通用字体が無い場合は**ひらがな**) 入力してください。

3. ログイン（アカウント情報の登録）

(1) はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

はじめてスカラネットにログインする場合は、最初にアカウント情報の登録を行います。

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）		
①	スカラネットにアクセスします。	次の URL 又は二次元コードよりスカラネットのログインページへアクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「奨学金の新規申込・進学届の提出」をクリック  します。	
③	「◆申込内容の選択」の下にメニューが表示されます。 ・「申込種別を選択してください」にて「 予約採用の申込 」をクリックします。 ・次に「進学予定の学校を選択してください」にて「 大学等 」をクリックします。 ・最後に「 申込画面へ 」をクリックします。	
④	「 識別番号入力 」画面が表示されたら、 学校から渡された識別番号とパスワード を入力し、「次へ」をクリックします。	
⑤	「 奨学金申込・進学届の提出専用ページ 」画面が表示されたら、 マイナンバー提出書に記載されている申込IDと初期パスワード を入力し、「次へ」をクリックします。	

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

⑥ あなたのメールアドレスと新しいパスワードを入力したら、「送信」をクリックします。登録したメールアドレス宛に「認証コード」が送信されます。

※あなたが設定したパスワードを忘れないように、4ページにメモしておきましょう。

●登録するメールアドレスについて

- ・ 申込IDやパスワードを忘れた場合の、申込IDの通知やパスワード初期化の認証に使用されます。
- ・ 「送信」をクリックすると入力したメールアドレスに認証コードが送信されます。迷惑メール設定をしている場合は認証メールが届かない可能性があります。jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できるようにしてください。

●パスワードの管理について

- ・ 第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。
- ・ 第三者にパスワードを教えないでください。
- ・ 第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。

●パスワードの作成条件

- ・ 半角の英字、数字を含む組合せであること。
- ・ 8～16文字以内であること。
- ・ 申込IDと異なる文字列であること。
- ・ 現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

⑦ ⑥で登録したメールアドレスに認証コードが送信されます。スカラネット入力画面へ戻り、届いた認証コードを入力し「認証」をクリックします。

※認証コードの有効期限は送信ボタンクリック後30分間です。30分経過後は認証コードが無効になりますので、①から入力をやり直してください。



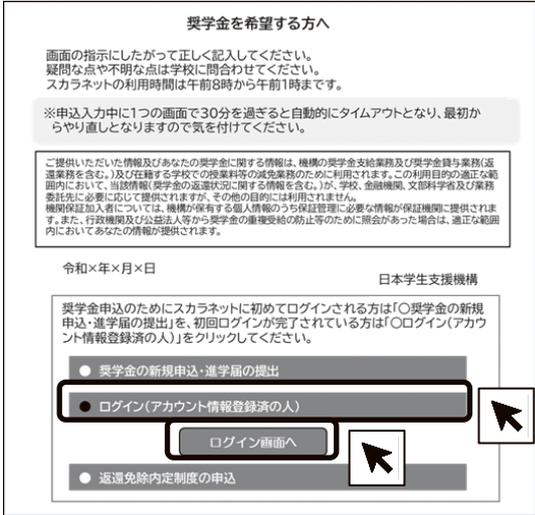
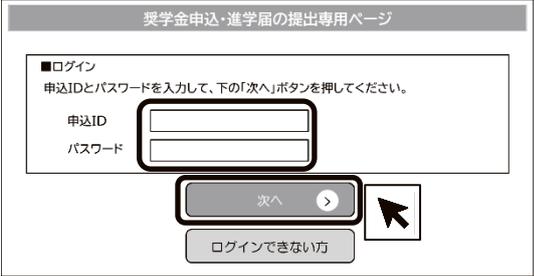
メールを受信できない場合

- ・ 「再送信」をクリックします。
- ・ ⑥の画面に戻ります。メールアドレスに誤りがないこと、jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できる設定になっていることを確認のうえ、「送信」をクリックします。

⑧ 右図のアカウント情報登録完了画面が表示されたら、アカウント情報の登録完了です。「次へ」をクリックすると「メインメニュー」に移動します。

(2) アカウント情報登録後にスカラネットへログインする場合

アカウント情報を登録済の場合は、次の手順でスカラネットにログインします。

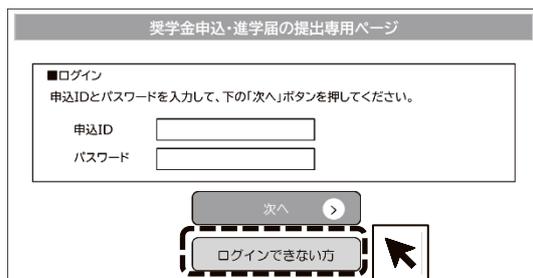
●アカウント情報登録後にスカラネットへログインする方法		
①	スカラネットにアクセスします。	次の URL 又は二次元コードよりスカラネットのログインページへアクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。	
③	申込IDとアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワード を入力し、「次へ」をクリックします。 ※ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックし、パスワード再設定等を行ってください。	



スカラネットログイン用の申込ID・パスワードを忘れた場合

スカラネットへログインするためには、あなたが本冊子4ページにメモをした「申込ID」と「変更後のパスワード」が必要です。

方が忘れてしまった場合は、39ページであなたが設定したメールアドレスを使って申込IDを確認したり、パスワードの再設定を行うことができます。



スカラネットのログイン画面（奨学金申込・進学届の提出専用ページ）にある「ログインできない方」をクリックして、申込IDの確認やパスワード再設定を行うための画面へ進んでください。

IV スカラネット入力

入力・送信の流れと注意点（続き）

4. 入力・確認・送信 

スカラネットにログインするとメインメニューが表示されます。

メインメニューの左上にある「大学等予約申込」をクリックすると、奨学金申込入力画面へ進むことができますので、あらかじめ本冊子の7～28ページに記入した内容を見ながら、入力します。

入力画面は1画面あたり30分以内の制限時間を設けていますので注意してください。



⚠ 入力内容の一時保存について

入力途中で一時保存し、後日入力を再開することも可能ですが、一時保存状態のまま申込みが完了しなかった（受付番号発行まで進めなかった）場合には奨学金申込を辞退したものと扱いますのでご注意ください。

5. 受付番号の確認・メモ  

正常に送信が完了すると「申込完了」画面が表示されます。画面上に「受付番号」が表示されますので、忘れないよう4ページにメモしておきましょう。

正常に送信が完了すると受付番号が表示されます。忘れずにメモしておいてください。

あなたの受付番号は **19999000-100-00001** です。
受付番号は問い合わせの際に必要となります。

「申込内容の印刷」をクリックすると、印刷用画面が表示されます。

画面に表示されている申込ID（YDで始まる10桁のID）とお手元の「マイナンバー提出書」に印刷されている申込IDが一致していることを必ず確認してください。

提出書類一覧表の印刷

画面最下部にある「提出書類一覧表の印刷」ボタンをクリックすると、提出が必要となる書類を確認できます。また、印刷したものを「提出書類一覧表」【様式①】として提出用にお使いいただけます。

奨学金の種類、生計維持者の収入状況等によって異なります。提出が必要な書類の一覧表を表示できます。ご確認ください。

6. 入力内容に誤りがあった場合

スカラネットに誤って入力した場合は、再度スカラネットにログインすることで申込内容の訂正を行うことが可能です。下表のとおり訂正可能な項目は受付番号発行後の経過期間によって異なりますので注意してください。

なお、奨学金は申込時点の状況で審査・選考を行いますので、申込後に変更となった内容については、訂正する必要はありません。

項目・訂正内容	訂正期間A (受付番号発行日の翌日から 5日間) (注1)	訂正期間B (訂正期間Aの経過後から JASSOでの審査完了まで) (注2)
①給付奨学金の申込み：希望しません→希望します ②貸与奨学金の申込み：希望しません→希望します ③希望する貸与奨学金の種類（申込区分）	訂正可	訂正不可
④貸与奨学金の内容（貸与月額・返還方式・保証制度等） ⑤給付奨学金の申込み：希望します→希望しません ⑥貸与奨学金の申込み：希望します→希望しません ⑦入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無・金額	訂正可	訂正可 ※⑤及び⑥については、一部辞退届又は辞退届の提出が必要です。
⑧上記以外（あなた自身の情報・家族に関する情報等） ※申込時点で入力を誤った場合：訂正手続きが必要 申込後に変更となった場合：訂正手続き不要	訂正可	一部訂正可



(注1) 受付番号が発行された日の翌日から5日間は、全ての項目の訂正が可能です。

(注2) 訂正期間Bでは、JASSOでの審査が完了するまで間に限り、一部項目の訂正が可能です。訂正可能な項目については、スカラネットにログインして確認することができます。なお、訂正可能な項目でもJASSOでの審査により訂正が認められない場合があります。あらかじめご了承ください。



生計維持者の氏名に誤りがあった場合

スカラネットで入力した生計維持者とマイナンバー提出書で提出した生計維持者の氏名に相違がある場合、不備となります。その際には、スカラネットに登録されたあなたの連絡先へ電話又は書面にて正しい情報の確認をさせていただきます。

入力内容に誤りがある場合は、スカラネットより申込内容の訂正を行ってください。

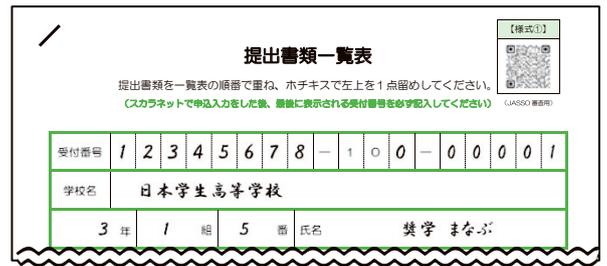
なお、訂正内容の反映には時間を要する場合があります。すでに訂正を行っていても、JASSOより不備の連絡をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V 書類の提出

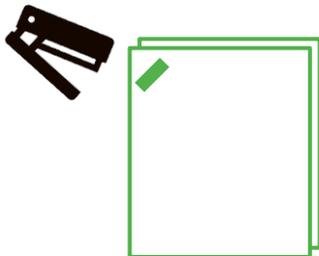
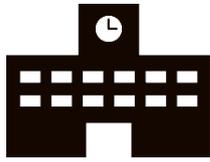
書類提出の注意点

1. 受付番号の記入  

提出する書類の「受付番号」欄に、4ページにメモしておいた「受付番号」を記入します。


2. 書類の仕分け・封入・提出 

「マイナンバー関係書類」と「マイナンバー関係書類以外の書類」に仕分け、提出します。

	マイナンバー関係書類	マイナンバー関係書類以外の書類
① 書類の仕分け	<p>(全員提出が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「マイナンバー提出書」 ● 身元確認書類 ● 番号確認書類 <p>(該当する場合のみ提出が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込者本人の住民票 <p>※申込者本人がマイナンバーを提出できない場合に必要</p>	<p>(全員提出が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「提出書類一覧表」【様式①】 ● 「確認書」【様式②】又は【様式③】 <p>※給付奨学金と貸与奨学金を両方申込む場合は【様式②】と【様式③】を両方提出</p> <p>(該当する場合のみ提出が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「確認書」の署名に関する追加書類 ○ 申込者本人の在留資格に関する証明書類 ○ 社会的養護に関する証明書類 ○ マイナンバーに代わる提出書類 ○ 海外居住者の追加書類
② ホチキス留・封入	<p>マイナンバー提出専用封筒（水色）に、封入</p> 	<p>「提出書類一覧表」【様式①】に記載の順に重ねて左上1点ホチキス留め</p> 
③ 提出	<p>郵便局から簡易書留で JASSO に提出</p> 	<p>学校に提出</p> 
	<p>期限：スカラネット入力後1週間以内</p>	<p>期限：学校の定める期限</p>

※マイナンバーの提出方法の詳細は、「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）に入っている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」（説明資料）を確認してください。

※誤って「マイナンバー関係書類を学校へ提出」したり、「マイナンバー関係書類以外の書類を JASSOへ郵送」するなど、提出先を誤った場合にはそれぞれ再提出が必要となります。

これで、申込み手続きはすべて完了です。

JASSOで審査・選考をおこない、結果を学校に送付します（結果は学校から受け取ります）。

❌ 次のような場合も不備となります！提出前に再確認しましょう！

種類	不備の内容（一例）
書類未提出	スカラネット入力を行ったが申込みに必要な書類を一切提出しなかった。
	スカラネット入力を行い「学校へ提出する書類」は提出したが、「マイナンバー関係書類」を提出しなかった。
	スカラネット入力を行い「マイナンバー関係書類」は提出したが、「学校へ提出する書類」を提出しなかった。
提出先誤り	スカラネット入力を行い「マイナンバー関係書類」を「学校へ提出する書類」と一緒に学校へ提出してしまった。
	「学校へ提出する書類」を「マイナンバー関係書類」と一緒に簡易書留でJASSOに提出してしまった。
マイナンバー関係書類	スカラネット入力時に使用した申込IDと「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDが異なっている。
	スカラネットに入力した生計維持者と「マイナンバー関係書類」上の生計維持者が異なっている（別人のマイナンバーが提出されている）。
給付奨学金確認書 ・ 貸与奨学金確認書	スカラネットで「給付奨学金を希望する」を選択したが、「給付奨学金確認書」【様式②】を提出しなかった。
	スカラネットで「貸与奨学金を希望する」を選択したが、「貸与奨学金確認書」【様式③】を提出しなかった。
	裏面のない「給付奨学金確認書」【様式②】（又は「貸与奨学金確認書」【様式③】）を提出した。
	スカラネットに入力した申込者氏名と「給付奨学金確認書」【様式②】（又は「貸与奨学金確認書」【様式③】）に署名した申込者氏名が相違している。
	「給付奨学金確認書」【様式②】（又は「貸与奨学金確認書」【様式③】）に申込者本人の署名が空欄のまま提出した。
該当者の提出書類	スカラネットで国籍を「日本国以外」と選択したが、「在留資格の証明書類」を提出しなかった。
	スカラネットで「社会的養護が必要な人」に「はい」と選択したが、それを証明する書類（在籍証明書等）を提出しなかった。

提出先誤りを含めて、必要な書類が提出されない場合には審査を進められません。

書類の再提出やスカラネット入力内容の訂正が必要となりますので、注意しましょう。

1. 申込内容や審査状況の確認

申込後（受付番号発行後）にスカラネットへログインすることで申込内容や審査状況などを確認することができます。

申込内容の確認では、どの奨学金を申し込んだかや、第二種奨学金の希望月額などを確認することができます。また、画面上の「印刷」ボタンよりプリントアウトすることもできます。

あなたが提出した書類の審査についての受付状況などもこちらから確認することができます。



スカラネットログイン用のIDとパスワードを忘れてしまった場合の対応方法については、40ページを参照してください。



2. 提出書類等に不備がある場合

あなたが提出した書類に不備や不足があったり、JASSOでの審査において申告内容に疑義が確認された場合には、次のとおりJASSOからあなたへ照会します。

照会には回答期限を設けています。**期限までに回答を確認できない場合・不備が解消されない場合には不採用として結果を通知する場合があります**ので、照会内容を確認のうえ、必ず期限までに回答を提出してください。

● マイナンバー関係書類に不備がある場合



JASSOからあなたへ直接照会を行います。あなたがスカラネットに登録した現住所へ簡易書留で照会票を郵送します。照会票には不足している書類等を記載していますので、書類をととのえて期限までに提出してください。

また、マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）から、直接あなたに電話にて照会を行う場合もあります。この電話番号から着信があった場合は、必ず対応してください。

● マイナンバー関係書類以外の書類に不備がある場合やスカラネット申告内容に疑義がある場合



JASSOから奨学金を申し込んだ高等学校等に照会票を郵送します。不足している書類等を案内しますので、高等学校等より受け取った照会票に記載の書類をととのえて期限までに提出してください。



提出先は照会票にてご案内します。なお、マイナンバー関係書類とは提出先が異なります。**提出先を誤って郵送した場合、書類の再提出が必要となります。**

3. 選考結果の確認

JASSOではあなたのスカラネットでの申告内容や提出書類について審査を行い、選考できる状態になった人から順次選考を行います。

なお、**提出された書類等に不備がある場合には、結果の通知時期が大幅に遅れる場合があります**ので、あらかじめご留意ください。

●選考結果の通知時期

奨学金の申込時期により異なりますので、学校へ確認してください。

●選考結果の確認方法

予約採用の申込みを行った高等学校等を通して「採用候補者決定通知」または「選考結果通知」を交付します。また、スカラネットから選考結果を確認することもできます。

「採用候補者決定通知」は進学時の手続きに必要になりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。



高卒認定試験合格者等として奨学金に申し込んだ人については、JASSOからあなたへ「採用候補者決定通知」または「選考結果通知」を郵送します。

●誤って「採用候補者決定通知」を紛失してしまった場合

学校を通して交付する**「採用候補者決定通知」の再発行はできません。**

ただし、スカラネットから簡易版の通知を印刷することができますので、**万が一紛失してしまった人はスカラネットから簡易版の印刷**を行い、進学先等での手続きに利用してください。

奨学金が不要になった場合

決定した奨学金は必ず利用しなければならない訳ではありません。奨学金を利用しない場合、進学時の手続きを行わなければ辞退したものと扱います。また、進学時の手続きで、決定した奨学金の一部のみ辞退することもできます。

※申込みを辞める場合、**一度提出された書類の返却はできません**ので、あらかじめご了承ください。

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率など、様々な条件で将来の返還額や返還回数の試算ができます。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご活用ください。



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。